

省エネ改修に係る所得税額の特別控除

適用期間：令和4年1月1日～令和5年12月31日

【所得税減税（借入の有無にかかわらず利用可能）】

個人が、自己の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を含む増改築等工事を行った場合において、以下の控除額（＝（ア）及び（イ）の合計額）が所得税から控除されます。

（ア）※¹一定の省エネ改修工事※²に係る標準的な工事費用相当額（上限：250万円※³まで）
：10%を控除

（イ）※¹以下①、②の合計額（（ア）と合計で1,000万円まで）

①（ア）の工事に係る標準的な工事費用相当額のうち250万円※²を超える額

②（ア）以外の一定の増改築等※⁴の費用に要した額（（ア）と同額を限度）

：5%を控除

※¹（ア）、（イ）共に補助金等の交付がある場合は、当該補助金等の額を控除した後の金額

※² 一定の省エネ改修工事

以下の対象工事に該当する工事で、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を除いた後の額が**50万円**を超えるもの表の①の改修工事又は①とあわせて行う②、③、④の改修工事（①、②はいずれも改修部位が新たに現行の省エネ基準以上の性能となるものに限る。）

をいいます。

①	窓の断熱改修工事 必須
②	床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事
③	太陽光発電装置の設置工事
④	高効率空調機の設置工事、高効率給湯器の設置工事、太陽熱利用システムの設置工事

※³ ただし、太陽光発電設備設置工事を併せて行う場合は350万円

※⁴ 一定の増改築等：住宅ローン減税（増改築）の対象となる工事であり、具体的には以下のいずれかに該当する工事

1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替え （大規模の修繕・模様替え：建築物の 主要構造部 の1種以上について行う 過半 の修繕・模様替え）
2号工事	マンション等の区分所有する部分について行う以下①～④のいずれかに該当する修繕・模様替え ① 主要構造部である床等の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え （その間仕切壁の一部について位置の変更を伴う者に限る） ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え （遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る）
3号工事	家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の 全部 について行う修繕又は模様替え
4号工事	新耐震基準に適合させるための修繕・模様替え
5号工事	一定のバリアフリー改修工事に該当する工事 （詳しくは、バリアフリーリフォームの税制概要資料をご確認ください）
6号工事	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事及びこれと併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事 （住宅性能評価書又は長期優良住宅の認定通知書によって改修後の住宅の断熱等性能等級が一段階以上向上することが証明される場合は、居室の窓の断熱改修工事を行った場合も対象） （省エネ改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外）

◆適用を受けるための主な要件

- ①その者が所有しかつ主として居住の用に供する家屋であること
- ②工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
- ③床面積が登記簿表示上で50㎡以上あること
- ④店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
- ⑤合計所得金額が3,000万円以下であること

【留意点】住宅ローン減税とは併用不可です。長期優良住宅化リフォームに係る所得税額の特別控除を除き、他の改修工事に係る所得税額の特別控除とは併用可です。

◆適用を受けるために必要な手続

確定申告の際、以下の書類又はその写しを税務署に提出してください。

- ①確定申告書
- ②計算明細書
- ③登記事項証明書等（床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類）
- ④増改築等工事証明書等

※増改築等工事証明書は、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかに発行を依頼して下さい。

<標準的な工事費用相当額>

以下の表の「工事の内容」に応じ、「単位あたりの金額」に「単位」及び「割合」を乗じたものの合計額です。

省エネ改修工事の内容		単位あたりの金額 (税込) ※5	単位あたりの金額 (税込) ※6	単位	割合	
窓の断熱性を高める工事 (ガラス交換については、窓の日射遮蔽性を高める工事を含む。)	ガラスの交換 (1から8地域※7まで)	6,300円	6,300円	家屋の床面積の合計 (㎡)	外気に接する窓(既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。)のうち左欄の工事を行ったものの面積の合計を、外気に接する全ての窓の面積の合計で除した割合	
	内窓の新設又は交換 (1、2及び3地域)	11,300円	11,300円			
	内窓の新設 (4、5、6及び7地域)	8,100円	8,100円			
	サッシ及びガラスの交換 (1、2、3及び4地域)	19,000円	19,000円			
	サッシ及びガラスの交換 (5、6及び7地域)	15,000円	15,000円			
天井等の断熱性を高める工事 (1から8地域まで)	2,700円	2,700円	集熱器面積 (㎡)	1		
壁の断熱性を高める工事 (1から8地域まで)	19,400円	19,400円				
床等の断熱性を高める工事 (1、2及び3地域)	5,800円	5,800円				
床等の断熱性を高める工事 (4、5、6及び7地域)	4,600円	4,600円				
太陽熱利用冷温熱装置 (冷暖房等及び給湯の用に供するものうち、日本工業規格A4112に適合するもの) の設置工事	151,600円	151,600円	件 (台)	1		
太陽熱利用冷温熱装置 (給湯の用に供するものうち、日本工業規格A4111に適合するもの) の設置工事	365,400円	365,400円				
潜熱回収型給湯器の設置工事	75,200円	49,700円				
ヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	412,200円	412,200円				
燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	1,057,200円	789,800円				
ガスエンジン給湯器の設置工事	458,300円	— (適用外)				
エアコンディショナーの設置工事	88,600円	88,600円				
太陽光発電設備の設置工事	太陽光発電設備の設置工事	425,500円	425,500円	太陽電池モジュールの出力数 (kW)	件	
	特殊工事※8	安全対策工事	37,600円			37,600円
		陸屋根防水基礎工事	44,000円			55,500円
		積雪対策工事	27,800円			27,800円
		塩害対策工事	9,000円			9,000円
		幹線増強工事	106,800円			106,800円

※5 一般断熱改修工事をした家屋に、令和2年1月1日～令和4年12月31日に居住する場合。

※6 一般断熱改修工事をした家屋に、令和5年1月1日以後に居住する場合。

※7 地域区分については、平成28年国土交通省告示第265号別表第10をご確認ください。

※8 工事の内容については、平成21年経済産業省告示第68号をご確認ください。